

五厘ニ当リ、新租ハ（百分ノ三）四拾四銭六厘ニ当リ、旧租ニ比スレハ甚シキ増額ニ付、右差示（明治十一年六月十四日）ニ不服ヲ吹ヒタリシニ此後ノ改正年度（當時五ヶ年目地租改正ノ法律也）ニ至リ、減額スベキ旨説諭アリシ故ニ其上申ヲ為シ、其指令ヲ待テ差示ニ対シ受書ヲ出シタリ、依テ第一次ノ改正年度即チ明治十四年ニ至リ、地価ノ修正ヲ請フニ至レリ、然ルニ芋窪・奈良橋ノ二村ハ修正セズ、砂川・小川ノ二村ハ此表（略）ニ示スガ如ク修正スルニ至リ、修正セザル村々ヨリ当村ニ阻害ヲ与ヘラレ、其筋ニ竊異議ヲ唱フ、其際如此數願的ノ上申ヲ為セシ也

芋窪・奈良橋村が何故修正上申をしなかつたかは不明だが、地位等級編成時の村間の対立がなお尾を曳いており、ために蔵敷村は、改正時畑反当收穫麦八斗二升六合を大幅に二斗余を減額する意図をもちながら、七斗九升一合への修正、すなわち三升五合の減額に甘んじなければならなかつた。

以上のような諸措置によって、県は地租改正に対する農民の不满を乗り切つたが、それは、当時における農産物価格の騰貴に助けられて、初めて可能となつたのである。しかし、ひとり鎌倉郡瀬谷村ほか六か村のみは、前述の強制地価決定の処分を受けた後も、改租反対の態度を崩さず、一八七九（明治十二）年六月には、東京上等裁判所に「地租改正処分不当之訴」をおこし、引き続き地価不当を主張してやまなかつた。県は、これに対し、無利子で六〇〇〇円を貸与することによって和解を成立させ、この闘争に終止符を打つた。瀬谷村は、こうして得た同村分二九〇五円を、

（地位等級反対のために）村民一同共議ノ上、惣代人ヲ択ラビ、神奈川県庁ニ請願シ、陳情弁理數十回、其ノ間惣代人ガ幾多ノ辛苦ヲ嘗メ、就中川口（注―儀右衛門）平本（注―平右衛門）二氏ノ如キ不幸ニシテ其際不帰ノ客トナラレシ如キ、実ニ悲々慘々タルノ結果、終ヒニ給助金トシテ貸与セラレシ恩恵義金ナルヲ以テ、当時村民熟議ヲ遂ゲ、年息壹割式分ヲ以テ村内所望ノ人々ニ貸与シ、且ツ担当人ヲ択ラビ、該年息ノ内式分ヲ以テ其ノ手数料ト定メ、壹割ヲ積ンデ他日奉還ノ期ニ備ヘ

る村の共有財産とし、以後長く村民の生活資金の融通・村内経費の補助に活用したのであった（瀬谷区の歴史を知る会編『瀬谷区

の歴史】「生活資料編二」。

地租改正前後 一方、地租改正による私的土地所有権の決定も、県下各地に紛議を醸生させた。

の質地紛争 その初めは、明治五年（一八七二）壬申地券交付のときにさかのぼる。すなわち、県下の土地に対し初めて地券を交付するに際し、質地について、地券名請者＝土地所有者を、元地主（質入主）、金主（質取主）のいずれにするかで、多数の紛議が起こった。

神奈川・足柄両県は、壬申地券交付に際し、明治五年、地券心得書を公布したが（両県とも同文）、土地質書入の契約内容については、地主・金主の「相対示談」にゆだねるに止まった。しかし、一八七三（明治六）年一月には太政官布告第一八号「地所質入書入規則」が公布され、質入・書入の区分を明確にし、質入については年季三年以内という短期に限定するとともに、現在年季中の質入書入地については、すべて一八七三年七月までに、この規則に準じ契約証を改変すべきことを命じた。

当時県下の質地取引は、質地の年季を定めてはいるが「年季明何ヶ年相立候ても、金子有り合せ次第請戻すべし」と記した証文や、年季を定めず「金子調達次第受返すべし」とした証文によって行われるものが多く、これらは「郷法」として広く慣習化していた。従って農民は、年季の有無に拘わらず、土地を質入して何年経過しても、「未タ地所ニ不離心得」（明治六年一月二十七日租税寮改正局指令・神奈川県伺『明治初年地租改正基礎資料』上巻）、すなわち、まだ土地の所有権を失っていないと考えていた。これに対し金主の側では、旧幕府質地条目によって、年季のある質地は、年季明け後一〇年、無年季の質地は、質入後一〇年経てば流地となり、質地の所有権は金主に移るとの理解に立つばあいが多かった。しかし、右質地条目は、幕府へ訴え出たばあいに処分する基準であり、訴訟にならない分については、前述「郷法」が生きていたのである。壬申地券交付にあたって、管下各村では、前述「地券心得書」にもとづき以上のような慣行を基礎にしてそれぞれ「村方議定書」を作製し、これ

に沿って質地の地券名請者を定めた。

多数の村方議定が現存しているが、ここでは二例を掲げる。

一は、明治五年月不明の大住郡上粕屋村議定書で農政調査会「地租改」、
正関係農村史料集、八か条からなるが、その第三条で、

一 従来質入置候地所、今度古地主方にて地券を受候とも、亦ハ持主方にて受候共、相對示談ニ可仕、雖然、古地主方にて引受元価切金相立候分ハ無利息借用之証書相添、地券共金主方江相渡、年季七ヶ年ニ相定、万一期満、受戻兼候得ハ売渡之地券願、金主方江可相渡事

と定め、基本的には県地券心得書の通り、相對示談で地券名請人を決めるとしているが、旧地主（質入主）が地券名請人となったときは、質金の借用証を別に新製し、七年以内に返金・土地請戻しをすることとし、もし出来ないときには土地の所有権は金主に移ることを申し合わせている。

明治五年（一八七二）十一月の足柄下郡府川村「村方規定書」府川村稲子
正治家文書は次の通りである。

一 今般地券御改ニ付田畑山林村方取極メ規定左之通

一 田畑山林請戻之儀は、当申年之義は来酉ノ一月廿五日限り受戻可申、已来之儀は年々十二月廿五日限之事

一 田畑山林請戻ニ相成ヘク分は、売主之地券ヲ請可申事

一 田畑年季売買致来候分は、年限立払候節受戻可申事、若又其年限受戻兼候ハ、流地ニいたし、地券証持主方へ相渡可申候事

一 年限ニ不拘受戻しニ可相成分ハ、当申ヨリ来ル已年迄拾ヶ年之間ニ受戻可申、若又其年限中ニ請戻し不申候ハ、流地ニ致し地券証持

主方江相渡可申候事

一 山林年季無之請戻ニ可相成分は、従前之通、当申ヨリ来ル已迄拾ヶ年之間、上木伐払候節地所受返可申、若又受返不申候ハ、流地ニいたし、地券持主方へ可相渡事

一 地券御改ニ付、諸入費割合方之儀は、地券ヲ請候者ハ差出し可申、但年季之儀は掛高拾ヶ年ニ割付、其割合を差出し、受返し可申、尤拾ヶ年立払請戻候分は右入費差出スニ不及候事

右者今般村方一同相談之上、示談仕候処、相違無御座候、依之小前一同連印仕候処、依而如件

明治五壬申年十二月

(連名略)

ここでは、地券交付に際し、大幅に質地の受戻しを認め、質入主を地券名請人とする方針のごとくであるが、その受戻し期間は一〇年以内(年季売買のばあいは年季切れの年)に限定され、この間に受戻しができなければ土地は金主の所有となる。いずれにせよ、一〇年後には、従来の質地関係は悉皆整理されることになる。

このような村議定の締結も、質入・質取主間の紛争を抑えることはできなかった。一八七三(明治六)年以降、県あるいは裁判所へよせられた質地係争訴訟は、夥しい数にのぼった(渡辺隆喜「神奈川県地租改正事業の特色」『神奈川県史研究』4)。

一、二の例をあげると、津久井郡牧野村副戸長井田金平は、同村柿沢八左衛門を相手取り、一八七三(明治六)年四月十四日足柄県裁判所に質地請戻しの訴状を提出したが、それは同家が柿沢家へ、文化九年(一八二二)、天保五年(一八三四)に一〇か年季で「年季明ヶ不受戻候ハ、流地ニ可致契約」旨の証書を渡し質入した土地であった。井田はこれら質入後すでに五、六〇年経過した地を、「証文面ニ不拘慈愛を以何時ニ而も受戻可申筈、前々約定仕置候」として返地を求め、裁判所から政府の法律によればすでに取り戻しの権利はない旨を説示され、即日訴状下渡しを乞うている(農林水産省農業総合研究所蔵 伊勢原市上糟屋 山口匠一家文書)。また、大住郡根坂間村農高橋五郎平方から、一八七三(明治六)年三月足柄県へ訴え出た訴状によると、同家は、壬申地券交付に際し、同村農熊沢国太郎・栢間角次郎・高橋六次郎から譲り請けた地を返地してくれるよう交渉をうけたが、譲り請けてすでに長年経ち、加えて同地はすでに他人に譲渡してしまったとして、申し出を拒絶した。ところが、熊沢らは、長年経過しても質地であることに変わりないから「村議定之通可相戻」と申し立て、「村役人馴合」いで、高橋が同村本庄喜太郎方へ一〇年季の質に入れてある地その他を、右の替地として勝手に、熊沢ら三人の名請で地券帳に書載してしまったというのである。また、このような措置をとりながら、高橋方から村役人へ質入した地については、質入主である高橋の名請とせず、質取主の村役人名義にするという「如何ニも依怙勝手之仕儀向」をしていると訴えている。同村の村議定は「讓地之外ハ村議定ニ而何ヶ年相立候共元地主へ可受戻約定」であったというが、村役人の処置方法いかんによっては、かかる紛争が生じたのである(平塚市土

屋 蓑島武夫家文書)。以上はすべて旧足柄県管下の事例であるが、神奈川県管下においても、地券交付をめぐる質地訴訟の頻発は同様であり、それが大審院にまで争われたもの三件を数える。

それをあげると次のとおりである。

原告鎌倉郡小菅ヶ谷村農田中保之助、被告同村農三橋清兵衛「質地受戻上告」(明治十一年四月二日判決)。原告橋樹郡程ヶ谷町清宮与市、被告同町加藤勤次郎「質流地受戻一件上告」(同十一年五月二十八日判決)。原告程ヶ谷町池田兵左衛門、被告前掲加藤勤次郎「質地取戻一件上告」(判決年月日前に同じ)。

右の小菅ヶ谷村では、「質地証ハ從來流地ノ文言ヲ認メス、多クハ無年季ノ証ナリ、仮今年季ヲ書載シタルモ返金スレハ地ヲ戻ス」「明治前民事判決録」二の「郷法」であり、程ヶ谷町でも、原告は、流地証文を交付しない限り決して流地とはならないのがこれまでの習慣であると主張している。

真土村騒擾

これら壬申地券交付に際しての質地紛争が、最も激化した形態をとってあらわれたのが、大住郡真土村騒擾まんどろであった(事件の詳細は『資料編』13近代・現代(3)1ページ以下及び『通史編』4近代・現代(1)一四二ページ以下)。同村では、壬申地券交付時、質取主二三名、質入主六五名の間に関係が結ばれており、同村の慣行によれば、それらの質地は、「如何程年数相立候とも、金子調達の者へは」請戻しをなすこととなっていた。すでにこのべたように、この慣行は、県下一般に広く存在するところで、一八七八(明治十一年)十二月右大臣岩倉具視あて県令野村靖の「真土事件顛末上申書」がいうごとき「外村々ト一種別ノ慣習」ではない。しかし、壬申地券交付に際し、同村区戸長を兼ねた松木長右衛門がとった措置は、特異であった。すなわち、質入主一同が同村慣行にもとづき地券名請を申し出たのを拒んで、「真土村の儀は一円の質地悉く質取主え(地券を)相請」けることと定め、その上で副戸長外百姓代ら立会いの下で、後日これらの地の請戻しを行う旨を口約した。既述のように、管下の多くの村では、質入主の地券名請を原則とし、質取主が名請をする旨の申合せは、多摩郡鏈水村の一例

が知られているのみで(渡辺隆喜 前掲論文)、そのばあいも「村方新規約定書」に明文化している。しかも松木は、このことによつて自ら村内で最大の質取主として、多くの土地を自分の名請にしたのである。そして、口約の実行を、質置主一同からの度々の申入れにも拘わらず遷延させたため、ついに質置主一同は一八七六(明治九)年十一月、横浜裁判所へこれを提訴し、勝訴を勝ち取った。ところが松木はこれを不服として東京上等裁判所へ控訴し、逆転勝訴の判決を得たのであった。以上の松木の所為は、当時の管下各村戸長が、一般にはその村の慣行を配慮して、地券の名請人を決めようとしたのと対照的に、従来の慣行を全く否定し、自らの主張を上級裁判所に控訴してまで貫こうとしたもので、村落の秩序維持にあたる戸長の務めを忘れ、私利を追及した行為とみられたのは当然である。訴訟に敗れ、万策尽きた冠弥右衛門ら二六名は、一八七八年十月二十六日夜松木宅を襲い、長右衛門はじめ家族雇人七名を殺し四名を傷つけるにいたつた。この一挙に対し、大住・淘綾・愛甲三郡の戸長・副戸長・村用掛はじめ一万五〇〇〇戸の農家は助命嘆願運動を起こし、県令野村靖もこれに動かされて、右大臣岩倉に助命上申書を提出した。すでにみたごとく、管下一般の村々でも、もし、区戸長が、松木のような措置をとつたならば、村民の多くは土地を失い、真土村と同じく「一村幾^{ほとん}ト滅亡ノ姿」になる共通の可能性をもっていた。それだけにこの事件は、広く県下耕作農民に衝撃を与え、冠らの行動に強い同情が集まつたのである。一方、松木の行為は、政府の新土地金融法に照らせば、完全に合法的なものであった。しかし、当時の県にとつて、それは、「所謂民法ノ制、猶未タ全タカラス、徒ニ新規成文ノ律アル為ニ旧来習慣ノ法ヲ破ルノ弊アルニ似タルヲ以テ、奸人これニ乘シテ其意ヲ逞シフシ、此際最行政事務ノ障碍ヲナス」(前掲県令「真土事件顛末上申書」)ものにはかならなかつた。地券交付・地租改正事業実施期の県下では、旧慣の破壊を顧みず、新土地金融法を強引に貫徹していくときは、真土村のごとき騒擾は、県下各地で起こる状況にあつたといえよう。したがつてまた、富裕な者が致富を目的として土地を大規模に集積する条件も生まれていなかった。これを強引に行えば、「奸人」

表2-1 所有形態別山林面積（1884年）

郡名	官 林		民 林					総 計	
	総 数	統計に對する割合	総 数	単 有	共 有	民林中共有比率	共有のうち草山		共有民林のうち比率
久良岐	町 6.7	% 0.3	町 2828.2	町 2782.4	町 45.8	% 1.6	町 12.6	% 27.5	町 2235.0
橘 樹	18.0	0.5	3529.7	3513.4	16.3	0.5	4.1	25.2	3547.7
都 筑	7.3	0.1	5910.3	5807.2	103.1	1.7	98.8	95.8	5917.6
西多摩	1668.8	5.2	30197.3	24170.1	6027.2	20.0	3053.0	50.7	31866.1
南多摩	1709.8	12.8	11675.1	9161.4	2513.7	21.5	1626.6	64.7	13384.9
北多摩	52.2	0.7	7085.4	7063.4	22.0	0.3	5.2	23.6	7137.6
三 浦	(59.1)	3.8	(1516.2)	(1356.0)	(160.2)	10.6	(33.2)	20.7	(1575.3)
鎌 倉	51.5	1.0	5123.4	4871.3	252.1	4.9	110.6	43.9	5174.9
高 座	22.8	0.6	4029.1	3968.1	61.0	1.5	11.9	19.5	4051.9
大 住	510.4	6.3	7537.5	3802.7	3734.8	49.5	3362.8	89.4	8047.9
洵 綾	79.3	9.6	750.6	580.2	170.4	22.7	165.1	96.9	829.9
足柄上	17111.7	52.3	15629.9	9597.3	6032.6	38.6	4172.3	69.2	32741.6
足柄下	(581.5)	7.9	(6758.6)	(2288.5)	(4470.1)	66.1	(3754.3)	84.0	(7340.1)
愛 甲	1800.6	14.5	(10615.7)	(8756.0)	(1859.7)	17.5	(895.2)	48.1	12416.3
津久井	1435.4	6.6	20430.2	8459.6	11970.6	58.6	8039.9	67.2	21865.6
合 計	25115.1	15.8	133617.2	96177.6	37439.6	28.0	25345.6	67.7	158732.3

注 1 反以下は切捨て。
 2 ()は1884(明治17)年の数値に疑問があるので1885年のそれを代替した。従って合計も補正してある。
 3 『神奈川県統計書』より作成。

とみなされる空気が強かったのである。

山林の官民有 山林原野の地租改正
 区分の結果 に先立って、公有地に認定された一村持・入会林野などに對しては、まず、それを官有・民有のいづれかに区分する作業が実施される。

しかし、神奈川県のはあい、この官民有区分では、一部地域を除き、大部分は民有に編入されたので、これをめぐる大きな紛争は起こらなかった。官民有区分の結果をみると官林は、県の総山林面積のうち、わずか一六割弱にすぎず、その多くは足柄上郡に集中している(表二一)。ここは、駿河・甲斐に接する深山を擁し、しかも川など木材搬出の手段を欠き、木材・林産物の

商品化も最も遅れた地帯であった。一方、同じ山間部でも、西多摩・津久井郡は、多摩川・相模川の上流部に位置し、木材流送の便に恵まれて早くから民間林業が発展し、ここに官林を設立する余地はほとんどなかった。両郡の官林比率は、それぞれわずか五・二、六・六割にすぎず、足柄上郡と鋭い対照をなしている。こうして官林比率は、足柄上郡だけが五二割とひとりぬきんでおり、これに次ぐのは、愛甲郡の一四・五割、南多摩郡の一二・八割で、他はすべて一〇割にもみたない。概して本県では、美林地帯の大幅官林編入という強引な措置はとられなかった。

足柄上郡の官林は、西丹沢の中川・玄倉村に所在する旧小田原藩の御留山約五七〇〇町歩で、杉・檜・樅もみ・榎かや・榧はやまきの木を御留木とし、他の雑木は村民の自由な伐採が認められていた。前述のようにここは木材流送ができず、幕末（安政ごろ）期にここから藩主用材として、樅・榎約二万尺を伐採したとき、これを五寸角長二間に造材し、山北以北沿道の村から人夫を集め、四人で造材一本を担い搬出したといわれている（『資料編』17近代・現代(7)四八二ページ）。村民もまた伐採した雑木を商品化するには、杓子しやくしなどの木地・下駄に加工し、あるいは炭を製して販売するほかなかった。愛甲郡の官林比率が一〇割を超えているのは、同郡宮ヶ瀬煤ヶ谷村にやはり旧小田原藩藩有林、丹沢山御林約一八〇〇町があり、これが官林に編入されたからである。ここでも、杉・檜・榎・樅・榎・栗は御用木として村民の伐採が禁じられていたが、目通五寸廻以上の雑木をもって御用炭の焼出しが行われ、万延元年（一八六〇）から慶応元年（一八六五）にいたる五年間に七万俵（二俵六貫目）が上納され、跡地に苗木が植栽されている。以上官林に編入された旧藩有林でも、旧幕期、なんらかの村民の利益がなされているのであるが、恐らく官林編入後も、雑木払下げ等の形で、旧慣は存続したのであろう。ただし、足柄上郡官林について、一九三七（昭和十二）年県『神奈川県の林業』（『資料編』17近代・現代(8)四〇）は、

…地元村民は旧来些細の料金を以て殆んど自由に雑木を伐採し得たるに拘らず、維新後旧慣全く磨し、立木入会権は勿論、雑種物に関して

も何等の用益権を遺さざりしは、県として一大幸福と云はざる可からず

とする。該官林はのちに御料林となり、一九三一(昭和六)年県に下賜されたが、右によれば、この時点では村民の用益慣行は廃絶していたことが知られる。しかし、この廃絶は、官民有区分の際一挙に行つたものではないと思われる。ついで、南多摩郡の官林比率がやや高いのは、同郡内の旧幕府御鷹場おたなばの一部が官有地に編入(宮内省の御猟場となる)されたことによる。ここでの従来からの農民入会慣行も、すぐには否定されなかつたようで、官有地編入反対の紛争は起つていない。しかし、周囲の農民がこれを好まなかつたことは明らかで、入会山野官有化に対する農民の危惧が、後述する木曾・根岸村騒擾勃発の遠因となつた。

以上、神奈川県では、山林の土地所有権決定に当たつて、官有地編入反対の紛争はみられないが、これを機に、入会山論が各地で起つてゐる。それはとくに、旧小田原藩領諸郡および津久井郡で著しい。いま、一八八四(明治十七)年の民林のうち共有の占める割合をみると、概して、旧小田原藩領諸郡と津久井郡がとくに高い。この共有民林は、県平均でその六八ぢ弱が草山であつた。この共有民林中草山の割合も、上記諸郡はとくに高い。共有民林で地目が草山である地のほとんどは、一か村ないし数か村共有の秣山(刈敷山)で、関係村民は、そこから田畑の肥料や家畜の飼料に供する草を入り会つて利用してゐたと考へられる。当時の農民にとって、この秣山は、村での生活に不可欠な存在で、その所有権の帰属は些かもゆるがせにできない問題であつた。したがつて、地券交付に当たつて、とくに秣山が多く存在する旧小田原藩領諸郡と津久井郡で、多くの入会争論が起つたのであつた(津久井郡の事例として『資料編』17近代・現代(四三三ページ参照)。右諸郡に対し、西・南多摩郡では民林中共有の比率は高くない。西多摩郡では、民間林業の発展が、多くの村山を解体させ、私有林を成立させたのであろう。しかし、残された共有民林の過半は草山である。西多摩郡とことなり、南多摩郡は、丘陵・原野が連なり、ここでの草山(秣山)

には、開墾可能地が多く存在していた。開墾—耕地化は、入会利用を侵害ないしは廃絶させる。明治以降の田畑勝手作、土地売買の自由の条件下で生じた開墾の進行は、しばしば入会利用と衝突するが、この郡の木曾・根岸村で起きた騒擾は、この点でも、代表的な事件であったといえよう。

木曾・根岸 南多摩郡木曾・根岸村と高座郡淵野辺村は、淵野辺村地内に、三か村入会秣場七六町九反余を共有していたが、

村秣場騒擾 山林地租改正実施に当たり、まず、その所有権の帰属が問題となった。

本県で、山林原野の地租改正事業が始められた一八七八（明治十一）年十二月、右区域の地租改正担当官村田茂質（橋樹郡大島村平民。九等属地租改正掛ともいわれるが、正規の官員ではなく、地租改正掛御雇と思われる）は、右三か村戸長らに止宿先原町田村吉田屋へ出頭を求め、

其三ヶ村ニ跨ル秣場ノ義、目下地租改正ニ付テハ、未タ官民有地ノ区別不相立、夫々取調中ニ付、談地拙者エ売渡具候様、然レハ民ノ共有ニイタシ、其三ヶ村ノ戸数ニ割、一反ニ付其代金トシテ金五円宛可相渡、若シ熟議不相成時ハ、御布告ニ依リ無論官地ニ可相成者ニ付、然レバ其三ヶ村人民ノ困難可有之ニ付、拙者ノ申スル通りニ致候ハ、村益不少、然ル上ハ其地所拙者ニ於テモ他エハ売渡ス可ク者ニ非ス、該村戸数一同エ弁利ニ割当開墾ヲ任セ、歛下三ヶ年無税ニテ、四ヶ年目ヨリ小作金ヲ定メ、永年手作可致

との「談事」を行った（中島孝雄「木曾・根岸村秣場事件」および関係史料『町田市史史料集』第八集、以下主に同書による）。入会秣場の官有地化を恐れた三か村では、協議の上、翌一八七九（明治十二）年四月、秣場を一反歩五円で村田へ売却し、村田は同地を村方に一八八一年まで三か年歛下年季で開墾を依託し、四年目から小作料を徴収し永小作関係を結ぶ旨を契約した。ところが、このとき淵野辺村は、入会秣場同村分の売渡証を村田へ渡ししながら、代金を受け取らず、村田からその売渡証を同村に返却する旨の約定証をとり、一八七九年十一月村田から買い戻した形にして、同村共有名義の地券交付をうけた。すなわち、三

か村入会秣場七三町（道敷引三町九反余を除く）のうち木曾村分二九町六反余、根岸村分八町九反余のみが村田に売却され、淵野辺村分三四町三反余は、同村所有として残されたのである。

こうした、山林原野官民有区分の際の、村田茂質とこれに加担した淵野辺村総代の所為を原因として、以後ほぼ一八八三（明治十六）年十二月まで続く「木曾・根岸村秣場事件」が発生した。

ところで県地理課は、一八七八（明治十二）年十月、山林原野官民有区分の方針を、各大区あてに示している。

其区内村々山林・原野其外一村進退地等ニテ、官民有地ノ區別不判然ノモノハ、別紙書式ニ做ヒ、証書為差出、篤ト検閲ヲ遂ケ、左ノ二ヶ条予テ相心得、四隣保証書類等悉皆取纏メ、来ル十五日迄ニ可被差出、此段通達及候也、但、別冊官民有之別不判然地書抜帳巻冊相渡候間、右之外疑敷地所有之候ハ、同様書出サセ候様致シ度事

明治十一年十月

地理課

第一条

別冊証書々式甲印ノ如キモノハ、該証書本紙相添可被差出事

第二条

同上乙印之如ク從來ノ成跡上ノミニシテ公証トスヘキ書類無之モノ、並ニ自然生ノ草木ヲ伐採仕来候迄ニテ、村持或ハ誰外何人持ト申立候内ニハ、官民有之別、疑似ニ涉ルモノ有之哉モ難計、該村申立ノミニモ抛リカタク候間、如此類ハ比隣郡村之見込等篤ト承リ糺シ、其四隣ノ村々ニ於テ、何村持又者誰々数人持地等ノ事由ヲ瞭知シ、遺証ニ代ツテ保証スル上ハ、詮議之上、民有地ニ相定ヘク管ニ付、別紙書式之通、保証書面為差出、右取纏メ之上、可被差出事

但、甲印ノ如キ所有之確証アルモノハ勿論ニ候得共、仮令証書一切無之トモ、樹木植附等夫々勞力ヲ尽シ来リ候成跡明瞭ナルモノハ、民有地ト定メ、又從來山野税等納来ル共、自然生ノ草木ヲ採伐仕来リ候迄ニテ、更ニ民有之憑拠無之モノハ、官有地ノ定ムヘキ義ニ付、丙

印書式ノ如ク書載スヘキコトニ有之候間、右ノ筋合ヲ篤ト体認シ、万一違口之申立ヨリ後日紛論無之様、他大区接続ノ村落等ハ殊更注意可有之事

なお、別紙は省略するが、右にいう甲印とは、山林・萱野につき

(甲印) 是ハ当村檢地帳・水図帳等ニ誰外何人名受、又ハ一村名受欵ト記載有之、或ハ旧名寄帳等ニ旧来一村共有、又ハ誰外何人持ノ明文アル欵、証書有之欵

また、乙印とは、山林・萱野については、

(乙印) 是ハ、前々(誰外何人持
一村共有地
村ニ入会持)ニシテ年々何永ト唱へ税納仕来候処、所有之確拠トスヘキ書類等ハ無之候得共、往昔ヨリ(各所有者
一村人民
入会村ニ)欵ニ

シテ培栽ノ勞力ヲ尽シ、伐採等適宜仕来候分
秣場、芝地については、

(乙印) 是ハ從來(当村進退地
何村何村入会)欵ニシテ何々永ト唱へ從來永納罷有、別段確証は無之候得共、旧来(一村共有
何村何村入会共有地)欵ニシテ耕地培
養之タメ自然生ノ(秣
芝)苧採進退罷有候分

また、丙印とは、山林・秣場双方につき、

(丙印) 是ハ旧来民有ノ証跡等一切無之、官有地ニ相違無御座候分
というものである(二宮町 安藤安孝家文書)。

これによれば、県は、前述三か村入会地のような秣場については、たとえ所有の証拠がなく、また、たんに自然生の草を採取するだけであっても(山林のばあいは、草木培養の労力を費していなければ民有とは認めない)、隣村の保証さえあれば民有地に認める方針であった。村田茂質が虚偽を述べたことは明らかである。また、右の県地理課の各大区あての達は、小区各村へ廻達されたから、当然、木曾・根岸・淵野辺村でも、地租改正総代・戸長ら(木曾村は三沢忠兵衛・石川直昭・飯田茂十郎・石川吉右衛門、根岸村は守屋五左衛門、淵野辺村は河本崇蔵・天野豊蔵・細谷政右衛門ら)は知っていたはずである(従って村田の官有地編入は必

至という言が偽りであることも)。とすれば、三か村入会秣場のうち木曾・根岸村割当て分の村田への売却には、村田とこれら地租改正総代・戸長(あるいはその一部)との間に暗黙の了解があったと考えねばならない。村田が買得した入会秣場を、一八八二(明治十五)年に高座郡下九沢村山本作左衛門を経て木曾村三沢忠兵衛・淵野辺村鈴木理平・細谷政右衛門へ売却したことは、この両者間の了解を裏付けるもののように思われる。すなわち、三沢・鈴木・細谷らは、木曾・根岸村割当て分の入会秣場を取得し、自らの手で開墾する意図を、当初からもっていたのではないかと疑われる。彼らは、村田と木曾・根岸村民との間に契約した開墾竣成の期限三年が過ぎるのを待って、同地を買い取り、三沢は、「此地を买入るゝや否や、大勢の人力を備入れ開墾を始め」、両村民から告訴をうけ、その裁判中も、「東京より開墾器械を取寄せ益々盛大に論地を拓き、又追々該地へ人家を建築し、今は殆ど一新田の状をな」(土屋・小野編『明治初年農民騒擾録』)すまでに事業を進めている。

一方、木曾・根岸村の村民は、ただ入会秣場の官有地編入を防ぐために、村田への売却を承諾したのであった。開墾契約も形式的なものと理解し、実際に開墾する意志は最初からもっておらず、従来通りの入会利用を続けていたとみられる。彼ら一般村民が、淵野辺村の秣場買戻し、木曾・根岸村分秣場の村田から三沢への所有権移転等を知ったのは、一八八二(明治十五)年四月ころであった。これも、木曾村の村役人層の外にある渋谷辰正の聞知ではじめて明らかになったのであり、同村地租改正総代・戸長らはそれまで事態を隠していたと判断せざるをえない。こうして、一八八二年五月一日の木曾・根岸両村の村民集会となり、八王子警察署警部徳尾頼伸の説得により、まず、三沢忠兵衛の告訴という合法的手段をとって、秣場回復の運動を開始した。これが「秣場事件」の発端である。この事件は、一八八三年十一月二十六日の木曾村農民ら数十人による三沢忠兵衛開墾地の新築家屋打ちこわしによって終局を迎え、打ちこわし参加者の拘引・起訴と引き換えに、南多摩郡長原豊穰・同郡鶴間村戸長細野正重・同山崎村戸長高梨才助の仲裁による示談成立(三沢忠兵衛開墾地二八町六反を一反六円で木曾・根岸両村

民へ売却)、十二月二十八日横浜始審裁判所の判決(鈴木理平・細谷政右衛門は、木曾・根岸村村民に契約にもとづく買得地の開墾・小作を為さしむべし)によってほぼ結着をみた(釋緯の詳細は前掲中島論文『町田市史料集』第八集参照)。この事件は、当初、入会秣場の官民有区分に際しての改租担当官村田茂質の非道告発に端を発し、やがて、入会秣場をめぐる村の指導的地位にある豪農の特定者と一般農民との対立という本質を明らかにした。そして、ほぼ一般農民の勝利で局を結んだものの、農業不況はこのころすでにこれら農民の生活を破滅に導きつつあった。

二 勸業政策の展開

勸業課・勸業掛の設置

一八七五(明治八)年十二月二十日、当時の神奈川県は、政府の県治条例改定にもとづき、各課の廢置を行い、その際、新たに勸業課⁽¹⁾が設けられた。課員は、四等属石渡正敏を長とし、七等属水野正連・八等属依田稔らであった。ついで、翌一八七六(明治九)年一月八日、各大区にそれぞれ二、三名の勸業掛を置くこととし、各大区に対し、一月三十一日までに、戸長のうちからこれを兼務する者を選任することを命じた。県の勸業政策実施の体制は、ここに初めて形を整えた。なお、同年五月神奈川県に合併された足柄県部分も、合併後勸業掛が任命されている。右一月八日の県達によれば、当時、管下では地租改正事業で区戸長は多忙を極め、彼らが親しく物産振起に努める余裕はなく、よって「殊更ニ各大区中兩三名宛戸長ノ内、有志ヲ撰ミ勸業掛ニ兼任シ、土地實際ニ就テ授産ノ事務ニ与ラシメ」たのであった。勸業掛の任務は、三月二十七日制定された「各大区勸業掛仮定規」によって、「区内人民ヲ説諭シ、諸般ノ良業ニ習就セシメ、専ラ物産ヲ振起スル」とされ、具体的内容は次のごとくであった。

○勸業関係布達、物価・物産表の整理調製、農事全般につき「内外ノ養殖、培養ノ方法ヲ考採シ、土地実験ヲ尽シ、其利害得失ヲ具狀」する。○「牧畜・家禽ヲ拡充スルコト」、○土地改良・山野開墾、○「新規諸製造ノ業ヲ開キ、或ハ従前ノ製ヲ精密ニスルコト」、○「諸器械ヲ發明シ人カヲ助クルコト」、○津田仙の提唱する新技術「気筒・偃曲えんまぐ・煤助まんとくノ三法ヲ伝播シ、收穫ヲ増加スルコト」、○「貧民ニ肥糞ヲ十分ニ獲セシムルコト」

また、勸業掛は、一―三円の月給が支給され、それは、区内で行う事業に要する費用とともに区費から支弁されることになっていた。

勸業掛の、最初の仕事は、津田仙の禾花かか媒助法の試験実施であった。津田仙がオーストリアから帰朝後提唱した気筒埋設法（地中に気筒を埋め、土中の通気を図る）・樹枝偃曲法（草木の枝を下方に曲げることによって、養分の枝・葉・幹への適度な配分を図る）・禾花媒助法（草木の開花に、細を用いて人工的に受粉を助ける）は、『資料編』17近代・現代の解題八ページ以下。なお、同文中農商務省とあるのは内務省の誤り。）当時の内務省勸業寮が熱心に各地への普及に努めたところであり、本県での、大小麦を用いた媒助法の効果実験も、その強い指導によるものとみられる。県は、前述「仮定規」を公布した翌日の一八七六年三月二十八日、早くも正副戸長・勸業掛に対し、

禾花媒助繩之義、為試験今般各大区へ二筋宛頒布候ニ付、此程勸業掛出頭候節、及教示候方法ヲ以テ作用可致、尤右器械ハ庁詰書記へ相渡、送達方申付置候条、可得其意、此旨相達候事

と、媒助法実験着手を指示し、さらに四月二十七日、五月十一日にも重ねて示達を行った。津田の前述「農業三事」の普及は、県でも「仮定規」中とくに一項を立てて勸業掛の職務と定めているように、きわめて重視するところであった。しかし、勸業寮ではすでに一八七五年九月、内務省御雇ワグネルの、媒助法を無効とする批判があり、また、その後各地での試験報告に鑑み

て、一八七六年四月には、ほぼこれを無益とする結論に達していた。こうして、神奈川県では、「媒助繩の義は、先ず無益の器と存じられ候得共、最早県庁より各大区え（媒助繩を）御下渡相成居候上は、試験も致さず返納いたし候も如何」（『資料編』17近代・現代の二五三ページ）、殊に無料のことでもあるので、各大区の試験人は自作のうち五畝でも一反歩でも適宜試験してみろ、ということになった。すでに無益と知りつつ、県の体面もあって、当初の方針通り実施したのである。さらに、この収量比較についても、たまたま地租改正実施中で、「畑主ノ固陋心ヨリ收穫ノ明瞭ナルヲ恐ルルノ情アルモ難計」（五月十一日県達）く、果たして正確な試験結果が得られるかは疑問であった。

初期の勸業着手状況

勸業掛を通して行おう県の勸業策は、右の媒助法実験のほかは、さしあたり虫害防除法の報告を各村から求めた（一八七六年六月十五日）、茶の粗製濫造を戒める（一八七六年七月）など、いくつかの論告を公布するにとどまった。そして、却って「区・戸長ハ都テ勸業一切ノ事務ヲ之ニ譲リ己ノ責任トセサルノ弊害ヲ醸成」（明治十一年『神奈川勸業年報』）した。そのため、一八七八（明治十一年）一月、内務省勸農局と地方庁の間に農事通信制が設けられたのを機に、県は勸業掛を廃止し、その事務はすべて区・戸長が管掌することに変更した。このころ、県はいくつかの具体的な勸業策を包懐しており、その一部は実施に移しつつあった（明治十年府県勸業着手状況）土屋番雄編『現代日本工業資料 1』。それを列挙すると、

- 農事小試験場を横浜近郊と小田原に設置し、農業老練の者を雇い、「地味適好ノ草木ヲ移植シ、農具ノ用法ヲ習練シ、相共ニ利害得失ヲ実験」する。
- 横浜・小田原に物産蒐集所を設立し、管内の生産品を陳列し衆人の縦覧に供する。横浜は、とくに貿易品の見本を主とする。
- 管内河川の堤防に桑・楮を栽植せしめ、その堤防使用料をもって堤防修繕の費途にあてることとし、一八七七（明治十）年四月六日この旨を管下正副区戸長・勸業掛・堤防掛に対し諭達を行った。

○多摩・津久井・高座・愛甲の養蚕・製糸郡を対象に、桑園改良、八王子への養蚕試験場設置を行う。また県が誘導して一八七七年に私費で設立をみた一〇―一五〇人取りの製糸場は、「費用巨多ニシテ今後維持ノ計ニ於テ頗ル苦慮」しているもので、これを援助する。従来養蚕製糸がみられなかった小田原では、一八七七年、土族授産として桑苗三万本を恵与し各自邸内に栽培せしめ、一方、支庁内と緑町に養蚕試験場を設けた（一八七七年二月設立許可、面積一町九畝）。

○管内在来の名産、八丈博多糸織・川和縞・青梅縞・ニタ子縞・紺飛白等の粗製を改良し、また、洋式機械による輸出入用広幅物生産を図る。旧小田原藩士族授産として織場を設け、廃滅した御小屋木綿に代わり飛白縞物生産を再興する。

○多摩・足柄上郡山間部に椎茸栽培を広め、沿海各村で獲れるなまこの加工生産を興すため、有志者に、資金を広業商会（横浜元浜町二丁目）から貸与せしめた。今後、さらに同商会と「結約」し、生産資金貸与をなさしめ、これら製品の中国輸出を図る。

○多摩郡御嶽山旧神官三一戸の授産として、寒天製造を興させる。製品は、広業商会に委託し中国へ輸出を図り、生産に要する柴薪は、境外官林の雑木を毎年時価で払下げてこれにあてることにする。

○物産会社を設立し、商品流通を円滑にし、もって物産繁殖を図る。すなわち、「有志者ヲシテ各応分ニ醸金セシメ、官又厚ク保護ヲ与へ、本社ヲ横浜ニ開キ、支社ヲ各所ノ港市等ニ分置シ、以テ僻隅所産ノ物品ヲ買収シ、各種時価ニ照拠シ、各地ニ運搬販売スルコトヲ務メ、又篤志之者アル時ハ之ニ起業ノ資金ヲ貸与」する、半官半民の商業・金融会社の設立である。

○麦藁帽子・石鹼・マッチ等の製造を保護奨励し、輸入の減省ひいては輸出を図る。

○貧困の婦女への授産と製品生産費の低下を目的として、官の保護の下に「一社ヲ創立シ、各種ノ器械及絹綿糸等ヲ貯置シ、為メニ簡易ノ規則ヲ設ケ、区内ノ婦女ヲ懇諭シ保証人ヲ定メ、請求スルモノハ貧富ヲ問ハス器械ヲ貸与シ各自其家ニ於テ裁縫織紵ノ業ヲ習ハシメ」る。

○一八七四（明治七）年十二月、県が設立を認めたと三浦郡区長若命信義・小川茂周ら数名による横浜牧畜会社（後述）の発展を図る。

○一八七七（明治十）年栃木県塩谷郡塩原村産の寒地向けの稲種はじめ人参・落花生等を試作したが、さらに芦ノ湖の水を仙石原大久野村に引水する開田計画を立案する。

○明治五年（一八七二）東京府士族山田照信ら数名が相模原開田を計画し、本県に出願し、県は、一八七四（明治七）年七月、開拓地所売下げ処分等を内務大蔵両省に上申したが、一八七五年三月、さらに詳細調査すべき旨の指令を得た。よって、出願人に、実地着手の手続、資金募集（水路開鑿等の工費約二〇万円を要するといふ）等をさらに考定させ、成功が見込めるばあいは、さらに再稟して計画実施を図る。

○横浜に市街塵芥を選別加工して農家の肥料・薬材を製出する「化芥所」設立を認可し、塵芥選別に救育所窮民を備役し、貧困廢疾者に生活を与える一助ともする。

○地元区長らの上願を容れ多摩川上流部、留浦、沢井村間七里の岩石を破砕し水流を疎通して、筏流しを可能とし、上流山間部での林業発展を図る。

以上にみられる県の勸業方針は、士族授産のほか、少数の器械製糸場、東京府士族ら少数者による相模原開田計画への援助、半官半民的性格をもった広業商会・物産会社・女紅場・横浜牧畜会社・「化芥所」の設立援助など、「自ら事業ヲ興起シ若クハ資金ヲ貸与シテ直ニ農商ノ営業ニ干渉シ僅々数名ノ農商ヲ庇保シ其成蹟ヲ以テ他ノ模範ヲ為ス」（明治十三年十一月、農商務省創設ニ対スル参議大隈重信・参議伊藤博文建議）という、当時の政府殖産興業政策の方針に沿ったものを中心となっていた。実行に移されたその代表的なものに横浜牧畜会社がある。

横浜牧畜会社 横浜牧畜会社は、三浦郡区長秋谷村若命信義、同郡大津村小川茂周外一二名によって一八七四（明治七）年横浜戸部に設立され、同社が飼養する和種牝牛に西洋種牝牛を交尾させ、県下農家に預け繁殖させることを主な事業とし、傍ら洋牝牝牛を飼養し、牛乳を販売し、また、東北、中国等の牛馬産地その他から和牛を買入れこれを販売するなど

の事業も行った。同社の発起は、明治五年（一八七二）安石代廃止によって、県下の畑租が一挙に倍増したとき、政府はこれに対する農民および地方官の反対を緩和するため、増租額の二割を勸業授産資金として増租県に下渡すこととしたに始まる。神

奈川県は、この政府の方針をうけて、右下渡金による勸農授産の一方法として、この横浜牧畜会社の設立を計画したのである。結社は、一八七四(明治七)年十二月十四日付で内務省の「其県ニ於テ聞置候事」との許可を得、六三九六円余の右下渡金を「県庁ヨリ拝借金」として、社中株主一四名からの出金二九〇〇円とあわせ資本金にあて開業した。畑の増租は県下農民全般に関わる事柄であるが、これに対する下渡金は、「僅々数名ノ農商」に交付されたわけである。同社は、その「設置方法」第五九条に「此会社ハ県庁ノ保護ヲ得テ設立セシニヨリ、以後諸規則ヲ変換スルハ勿論、其他一切会社ノ景況ヲ上申シ、指揮ヲ得テ施行スヘシ」(『神奈川県史料』第二巻九八ページ)とあるように、元来が半官的性格をもち、企業として発展する性向を欠いていた。一八七六(明治九)年十二月には、これまで旧足柄県が勸業寮から貸与をうけていた綿羊一四頭を、県から「貸廻し」を受け、戸部牛乳所で飼育しようとしているが、これも「別段費用モ不相掛、剪毛ト比較シ幾分欸ノ利益ハ必然」という、官の牧畜奨励政策に頼って無料貸与を受けることで利益を得ようとするものであった。したがって、政府・県が、一八八一(明治十四)年農商務省設立、官営工場払下げ決定を機に、特定少数者に対する保護による半官的な事業興起から「博ク奨励保護ニ関スル法制ヲ案シ、一定ノ規則ニ拠リテ公平不偏、洽ネク農商ヲ誘導スル」方針へと転換すると、たちまち衰滅に向かった。そして、他の半官半民の会社設立の計画もまた画餅に帰したのである。

相模原開

県が、この時期に援助しようとした相模原の開田も、地元農民が発起したのではなく、外部の少数者によって

田 計 画

企てられた事業であった。同地の開田は、すでに明治元年(一八六八)、紀州藩によって、横浜上水道開設とあわせて計画され、同年十二月には、横浜紀州国産会所頭取島田楠右衛門らによる水源調査がなされている(『相模原市史』第六巻、以下も同じ)。明治三年四月三日、東京采女町中村甚兵衛を願人、同町椿五郎吉・上横町岡野伊平を差配人として県に提出した開田願書によれば、計画は、津久井郡三井村地内字水神淵から相模川の水を分水し、岩を掘り割って相模原へ引水し、横浜の

上水にもあてるといふものであった。明治四年十一月の新田開発願やその後の諸願書では、この計画は三井村より上流千木良村字弁天ヶ淵から分水することに変更され、山中岩石の場所を三井村を経て中沢村まで二里（約七・九^{キロメートル}）余を掘り抜き、中沢村から下川尻村まで一里半余は、埋樋うみひで通し、以下相原村から下鶴間村まで約四里半の芝地原野を通路した後、さらに四里半ばかりを流下させ、鶴沼村で海に落とし、一方横浜上水道に分水する分は星川村で帷子川かたすぢに合流させ、保土ヶ谷から横浜港内へ引水する、という内容となった。水路の通る村は、横浜上水道部分を除き、千木良・三井・中沢村・上川尻・下川尻・相原・橋本・大島・小山・九沢・田名・当麻たいま・新田宿・上溝・下溝・磯部・新戸・座間・入谷・鶴野森・上鶴間・四ツ谷・栗原・深見・長後ちやうご・亀井野・鶴沼の二七か村におよび約一〇〇〇町の原野が開田すると見込まれた。事業は、前述のように当初は、紀州藩横浜国産会所が意図し、明治三年（一八七〇）の願書では、島田楠右衛門は願人として名を出してはいないが、「世話役・頭取万端差配向」を司ることになっている。しかし、廃藩置県後、この事業の主体は、当初からこの計画に参加していた鎌倉の杉村正造（山ノ内）、山口延之輔（十二所）、田中作兵衛（小菅谷）外数名に移り、これに、三年当時の願人と島田も加わり、願人惣代には、東京四谷伊賀町士族山田真三郎（照信）が選ばれ、従来の計画を引き継いで、県へ許可を出願した。山田は、江川太郎左衛門の旧家臣と思われるが、彼もまた、当初からこの計画に参加していた。こうして、明治四年以降開田有志者の中心となった鎌倉住人らは、開田資本金に、鎌倉五山その他諸祠堂の貸付金をあてようとしている。これらはいずれも種々の方面へ貸付中のもので、これを県の力を籍かりて取立て、開田資金に振り向けるといふものである。右有志は、その後さらに構成が変わり、一八七四（明治七）年六月九日にいたり、東京府士族野本務行・鎌倉十二所村山口延之輔・高座郡大島村齊藤重郎・静岡県士族矢田当義・高座郡磯部村中村大吉・鎌倉郡鍛冶ヶ谷村小岩井六郎兵衛連名で、改めて相模原開田を願い出た。右のように計画自体は変わらない（なお、このとき、横浜港へ通じる上水路には、八王子から荷物旅客の通船を通すことを企てている）